平成３０年（フ）第９号
兵庫県明石市西明石町４丁目６－21－301、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目17番地の１
債務者　松本ちひろ
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
神戸市西区玉津町上池34番地の16、前住所神戸市西区玉津町新方205番地の１　マッティーナ神戸弐番館Ｃ－１号
債務者　浅田真理子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
兵庫県神戸市西区持子３丁目41番地　スカイハイツⅢ102号、前住所兵庫県加古川市別府町新野辺499番地の１　パインビリッジ101号
債務者　川崎　芹菜
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
兵庫県神戸市西区南別府１丁目1095番地の37　ＢＩＧ１明石305号、前住所神戸市垂水区清玄町３番地の３　グリーンゲート清玄106号
債務者　吉村　孝昭
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７１号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番21－205号
債務者　稲葉　俊治
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７６号
神戸市西区大沢１丁目５番地の１　市住５－205号
債務者　西浦　民子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２１２号
熊本市東区戸島西１丁目29番32－108号、前住所熊本市西区春日４丁目24番５号　サンシティ熊本駅春日102
債務者　中村　妙美（旧姓渡邉・前田）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２１号
熊本県八代市本野町936番地１（201）
債務者　大石　輝昭
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第２７１号
千葉県松戸市中根長津町50番地　アーク馬橋101号
債務者　橋村　宥輝
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３０６号
千葉県柏市豊住３丁目７番27号　シャルトル新柏202号
債務者　川口　千尋
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３１３号
千葉県松戸市胡録台53－２　リヴィンパレス谷本102号、住民票上の住所静岡県静岡市葵区あさはた２丁目11番22号
債務者　大嶋のり子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３１４号
千葉県柏市大井1870番地２　オーガスタ205号
債務者　鎌田恵四郎
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２７号
千葉県野田市木間ケ瀬4671番地５
債務者　板橋　利勝
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２９号
千葉県松戸市松戸新田271番地　第２フラワーシャトー401号
債務者　千葉　景子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３３９号
千葉県柏市明原２丁目５番２号　ビバリーハイツ105号
債務者　本田　英子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部